

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和6年10月11日・東京都条例第162号

1 概要

(1) 改正理由

今般、建築基準法令において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知について、従来の建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に加え、新たに指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする改正が行われた。ついでには、火災予防条例において、関係する規定の整備を行うものである。

(2) 改正内容

建築基準法令の改正に伴い、条例第56条第1項に規定する防火対象物工事等計画の届出について、建築主事等に建築物の計画を通知した場合等に加え、指定確認検査機関に建築物の計画を通知した場合についても届出を要しないこととされた。

2 施行日

令和6年11月1日